

腎代替療法専門指導士の資格更新のための条件、研修記録の記載および 導入期加算3算定施設が実施する研修会等に関する Q&A

◎ 腎代替療法専門指導士の資格更新のための条件について

(日本腎代替療法医療専門職推進協会ホームページ [認定、応募条件 - 日本腎代替療法医療専門職推進協会 \(jrta.org\)](http://jrta.org) (注3)資格更新を参照してください)

腎代替療法専門指導士の資格認定期間は5年間有効とし、次の1～5の条件をすべて満たした場合に資格更新が可能です。

1. 日本腎代替療法医療専門職推進協会の会員であり、資格認定期間中の会費を納入していること。

Q:腎代替療法専門指導士が資格認定期間中の会費を全納していることについて

A:腎代替療法専門指導士資格は日本腎代替療法医療専門職推進協会の正会員として在会していることが条件のため、資格認定期間中の正会員年度会費をすべてお支払いいただくことが必要となります。

*年度会費の期間:4月1日～翌年3月31日

Q:年度会費の未納または退会した場合について

A:年度会費の未納により正会員資格を喪失または退会申出により退会となった場合は、「腎代替療法専門指導士の認定証」を返納していただきます。

*退会後に、日本腎代替療法医療専門職推進協会宛に郵送していただきます。

2. 基盤とする学会(2単位)あるいは関連学会(1単位)の年次集会への参加記録が5年で5単位以上あること。

基盤学会ならびに関連学会は下記の9学会となります。

- ・日本透析医学会 ・日本腎臓学会 ・日本腹膜透析医学会 ・日本臨床腎移植学会
- ・日本移植学会 ・日本腎不全看護学会 ・日本臨床工学技士会 ・日本病態栄養学会
- ・日本腎臓病薬物療法学会(順不同)

*基盤学会や関連学会の正会員である必要はありません。それぞれの年次学術集会に参加することで単位を取得します。

Q: 基盤学会と関連学会の登録について

A: 日本腎代替療法医療専門職推進協会入会時の入会申込書(入会フォーム)内でそれぞれチェックしてください。

*登録後も変更は可能です。変更をご希望の場合は、会員専用ページ内の会員情報変更申請にて申請をしてください。

Q: 単位について

A: 腎代替療法専門指導士の更新には、資格認定期間中の5年間で基盤学会の年次学術集会に参加すると2単位、関連学会の年次学術集会に参加すると1単位を取得でき、合計5単位以上を必要とします。

例) 基盤学会は「日本透析医学会」、関連学会は「日本腎臓学会」を登録した場合

1) 認定期間中の5年間のうち、20●●年と20××年と20△△年開催の日本透析医学会学術集会・総会(基盤学会の年次学術集会)に参加した場合

基盤学会: 20●●年+20××年+20△△年の3回参加×2単位=6単位

関連学会: 0回参加

5単位以上になり、条件を満たしたことになります。

2) 認定期間中の5年間のうち、20●●年と20××年開催の日本透析医学会学術集会・総会(基盤学会の年次学術集会)に参加し、20△△年開催の日本腎臓学会学術総会(関連学会の年次学術集会)に参加した場合

基盤学会: 20●●年+20××年の2回参加×2単位=4単位

関連学会: 20△△年の1回参加×1単位=1単位

4単位+1単位=5単位となり、条件を満たしたことになります。

3. 日本腎代替療法医療専門職推進協会が指定する講習会に5年間で3回以上の出席すること。

Q: 日本腎代替療法医療専門職推進協会が指定する講習会について

A: 日本腎代替療法医療専門職推進協会が主催する講習会と基盤学会・関連学会で示した9学会がそれぞれの年次学術集会で選定する腎代替療法専門指導士必修講習会のことを指します。

*「導入期加算3算定施設が実施する研修会」とは別のものになります。

Q:日本腎代替療法医療専門職推進協会が指定する講習会の参加回数について

A:認定期間中の5年間のうち、これらの講習会に3回以上出席する必要があります。各講習会の参加条件を満たした場合に受講証明書が発行されますので、受講証明書のコピーを研修記録に貼付して原本は大事に保管してください。
(受講証明書は後日、日本腎代替療法医療専門職推進協会にご登録のメールアドレスに届きます。)

講習会のご案内は日本腎代替療法医療専門職推進協会のホームページ([お知らせ - 日本腎代替療法医療専門職推進協会 \(jrrta.org\)](http://www.jrrta.org)) に随時公開しております。

4. 更新時に腎臓移植並びに在宅透析への研修記録を提出すること(*)。

*腎臓移植並びに在宅透析への研修記録の基本は、5年間の認定期間において所属施設にて、のべ10例(年2例)以上の在宅自己腹膜還流指導管理料の算定患者がいること、さらに腎移植に向けた手続き(献腎移植の新規登録または更新、生体腎移植紹介例)が合わせて10例(年2例)以上あることが必要であるが、達成できない場合には、達成に向けた研修記録を提出することで代用できる。

Q:研修記録の提出について

A:研修記録の記載方法等については、p.5「研修記録の記載方法および導入期加算3算定施設が実施する研修会について」で説明していますので、ご確認ください。

Q:在宅自己腹膜還流指導管理料の算定患者と腎移植に向けた手続きの数について

A:5年間での累計ですので、初年度が0例でも5年間の累計でそれぞれ10例以上あれば問題ありません。

5. 5年間の最終年度では、次の5年間の更新のために、新たに20単位の新規講習単位認定が必要である。

Q:5年間の最終年度について

A:腎代替療法専門指導士を認定された年度から5年度目を指します。

例) 2022年度(2022年4月1日~2023年3月31日)に認定された場合は、2026年度(2026年4月1日~2027年3月31日)が認定期間となり、2026年度が最終年度となります。

Q:更新の認定日と更新後の認定期間について

A:更新の認定日は最終年度末の3月31日付けとなります。認定期間は翌日の4月1日～5年後の3月31日までとなります。

Q:新たに20単位の新規講習単位について

A:初回の腎代替療法専門指導士認定を受ける際に受講したe-ラーニングと同様に新たにe-ラーニング(初回とは別予定)を受講(視聴と正答)し、認定に必要な20単位を取得します。

*20単位には、専門資格に該当する免除単位を含みます。

Q:更新時に必要な申請書類について

A:①実務経験証明書 ②「研修 e-learning」受講証明書 ③専門資格認定証の写し ④研修記録(腎代替療法専門指導士認定証と同封の研修記録のことです。)

以上の4点をe-ラーニング受講(視聴し、設問に正答)した後に、日本腎代替療法医療専門職推進協会まで郵送してください。

認定期間の最終年度の9月頃から受付する予定としています。その時期になりましたら改めてホームページ上にお知らせいたします。

*申請書類は下記の対応をお願いいたします。

①実務経験証明書:新たに証明書の発行をお願いいたします。

②「研修 e-learning」受講証明書:視聴した受講カリキュラムをチェックします。

③専門資格認定証の写し:専門資格認定期間中の認定証の写しが必要です。

④研修記録:必要事項を埋めてください。

◎ 研修記録の記載方法および導入期加算3算定施設が実施する研修会について

1. 腹膜透析実績(在宅自己腹膜還流指導管理料加算症例)について[研修記録 p.4~p.5]

Q:記載方法について

A:報告年度における、「年齢」「性別」「原疾患」「CAPD・APD・HHD」「HD 併用有無」「移植の説明の有無」「その他特記事項」を簡単に記載してください。

Q:同一患者の実績の記載について

A:同一患者を毎年1回ずつ計上することは問題ありません。

Q:HHDの記載について

A:HHDはまだ e-ラーニングになく、現行の導入期加算の施設認定(および腎代替療法専門指導士資格更新)においては、腹膜透析および腎移植の推進が主体となります。HHD症例数で腹膜透析症例数の代用にはなりません。

2. 腎移植実績について[研修記録 p.6~p.7]

Q:記載方法について

A:報告年度における、「年齢」「性別」「原疾患」「JOT(日本臓器移植ネットワーク)登録新規・更新」「先行的腎移植実施」「献腎・生体腎移植実施」「その他特記事項」を簡単に記載してください。

Q:同一患者の実績の記載について

A:同一患者を毎年1回ずつ計上することは問題ありません。

Q:自施設で腎移植の症例が無い場合について

A:報告年度における、「年齢」「性別」「原疾患」「JOT 登録 新規・更新」に献腎移植登録の新規あるいは更新を記載してください。こちらで代用できます。

*患者さんに、「新規ですか。更新しましたか。」とお聞きして問題ありません。

3. 基盤とする学会(2単位)あるいは関連学会(1単位)の年次集会への参加記録
(5年で5単位以上あること)[p.8~p.9]

*基盤学会ならびに関連学会は下記の9学会となります。

- ・日本透析医学会 ・日本腎臓学会 ・日本腹膜透析医学会 ・日本臨床腎移植学会
- ・日本移植学会 ・日本腎不全看護学会 ・日本臨床工学技士会 ・日本病態栄養学会
- ・日本腎臓病薬物療法学会(順不同)

Q:参加証コピーの貼付について

A:参加した年次学術集会で発行された参加証のコピーを貼付してください。

Q:基盤学会と関連学会について

A:腎代替療法専門指導士の更新には、資格認定期間中の5年間で基盤学会の年次学術集会に参加すると2単位、関連学会の年次学術集会に参加すると1単位を取得でき、合計5単位以上を必要とします。

*基盤学会や関連学会の正会員である必要はありません。それぞれの年次学術集会に参加することで単位を取得します。

4. 日本腎代替療法医療専門職推進協会が指定する講習会に5年間で3回以上出席すること[p.10~p.11]

Q:日本腎代替療法医療専門職推進協会が指定する講習会について

A:日本腎代替療法医療専門職推進協会が主催する講習会と基盤学会・関連学会で示した9学会がそれぞれの年次学術集会で選定する腎代替療法専門指導士必修講習会のことを指します。

*「導入期加算3算定施設が実施する研修会」とは別のものになります。

Q:参加証コピーの貼付について

A:各講習会の参加条件を満たした場合に受講証明書が発行されますので、受講証明書のコピーを研修記録に貼付して原本は大事に保管してください。

(受講証明書は後日、日本腎代替療法医療専門職推進協会にご登録のメールアドレスに届きます。)

5. 更新の達成及び施設基準の届け出に対する研修記録① PD・HHD・移植領域の講習会参加記録について[研修記録 p.12～p.13]

Q: PD・HHD・移植領域の講習会について

A: 導入期加算3算定施設が実施している研修会のことを指します。

研修会のご案内は日本腎代替療法医療専門職推進協会のホームページ([お知らせ - 日本腎代替療法医療専門職推進協会 \(jrta.org\)](#))に随時公開しております。

Q: 参加証コピーの貼付について

A: 参加した導入期加算3算定施設が実施している研修会の参加証のコピーを貼付してください。

6. 更新の達成及び施設基準の届け出に対する研修記録② 導入期加算3の施設が主催する導入期加算1、2との間の症例検討会記録[p.14～p.15]

Q: 症例検討会記録の記載方法について

A: 研修会の内容や質疑応答、議事録を簡単に記載してください。主催者が作成した議事録の貼付でも問題ありません。

* 2023年9月以降の研修会は主催者から参加証と議事録が配布されます。

7. 付録 施設基準に係る届出書添付書類[p.16～p.17]

Q: 記載について

A: 記載をして日本腎代替療法医療専門職協会に提出する必要はありません。当該医療施設が厚生労働局地方局に提出する書類を参考までに掲載しています。

8. 導入期加算3算定施設が実施する研修会について

Q: 参加回数について

A: 年1回は参加してください。

Q: 参加地区について

A: ご自身の所属地区だけでなく、他地区の研修会に参加しても問題ありません。

研修会のご案内は日本腎代替療法医療専門職推進協会のホームページ([お知らせ - 日本腎代替療法医療専門職推進協会 \(jrta.org\)](#))に随時公開しております。